

管理用紙（起案文書）

年 度	令和6年度	文書番号	教職人 第1500号
受 領 日		起 案 者	教職員人事課
起 案 日	令和 6 年 5 月 13 日		教職員人事 / 府立学校人事グループ
決 裁 日	令和 6 年 5 月 13 日		一般職員等 木戸 博幹
施 行 日	令和 6 年 5 月 14 日		(電話番号 : 3444)
処理期限	令和 年 月 日	公 印	公印要
分類記号	B-04-00	校 合 者	西川 芙紀
簿 冊 番 号	7-1	保存期間	3年
簿 冊 名	情報公開関係		
公 开 用 簿 冊 件 名	情報公開関係		
保存満了日	令和 10 年 5 月 31 日		
文 書 題 名	行政文書公開請求にかかる部分公開決定通知について		
公 开 用 文 書 題 名	行政文書公開請求にかかる部分公開決定通知について		
決 裁 関 与 者	岸野 行男 [教職員人事課] [課長] 小西 啓太 [教職員人事 / 府立学校人事グループ] [課長補佐] 西尾 悠太 [教職員人事 / 府立学校人事グループ] [主査] 本間 大紀 [教職員人事 / 府立学校人事グループ] [主査] 茨木 圭介 [教職員人事 / 府立学校人事グループ] [主査]		
関 係 者	西川 芙紀 [教職員人事 / 府立学校人事グループ] [一般職員等]		

問い合わせ	大阪府情報公開条例第6条の規定による情報公開請求が、別添請求書とのおりありました。本請求に対し、案のとおり請求人あて通知してよろしいか、お伺いします。				
添付文書情報	<table border="1"><tr><td data-bbox="165 1109 255 1170">添付文書名</td><td data-bbox="255 1109 1520 1170">種別</td></tr><tr><td data-bbox="165 1170 255 1686">部分公開決定通知書(1265号).docx</td><td data-bbox="255 1170 1520 1686">電子</td></tr></table>	添付文書名	種別	部分公開決定通知書(1265号).docx	電子
添付文書名	種別				
部分公開決定通知書(1265号).docx	電子				
施行先	行政文書公開請求者				
施行方法	郵送				
備考					

様式第3号（第3条関係）

部分公開決定通知書

教職人第1500号
令和6年5月14日

様

大阪府教育委員会 印

令和6年3月24日付けであった行政文書の公開請求については、大阪府情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	大阪府知事名義発出「指定書」と題された以下の書面に記載される大阪府職員（知事を除く）について、採用から現在までの勤務場所がわかる資料一式。（重複するものは一式で良い） <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和3年2月25日付け訓教職人第4534号 2. 令和3年4月13日付け訓教職人第1152号 3. 令和4年4月18日付け訓教職人第1225号 4. 令和5年4月12日付け訓教職人第1160号 5. 令和5年2月17日付け訓教総第3232号 6. 令和5年4月6日付け訓教総第1093号 7. 令和5年4月13日付け訓教総第1093-2号 8. 令和5年10月17日付け訓教総第1093-6号 9. 令和5年12月28日付け教総第3036号
公開請求の対象となる行政文書の名称	非常勤雇用同一覧画面
公開しないことと決定した部分	人事管理（職員の任免）の事務に関する情報、該当職員の職員番号及び勤務時間数
公開しない理由	大阪府情報公開条例第8条第1項4号及び第9条第1号に該当するため。 本件行政文書（非公開部分）には、職員の人事管理情報が記載されており、事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす恐れがある。 また、特定の個人が識別されるプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと思むことが正当であると認められる。
公開の実施方法	全部の写しの交付
公開の実施場所	インターネットの利用による提供
公開を実施する日時	別途調整します
費用見積額	1件 60円
担当室・課(所)等	教育庁教職員室教職員人事課府立学校人事グループ (電話 06-6941-0351 内線 3444)
備考	本決定は、本件公開請求のうち、府費負担の非常勤講師としての勤務場所についてのもの。

受付番号第1265号

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府教育委員会となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、上記2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 注： 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 「公開しないことと決定した部分」について、その理由がなくなる期日をあらかじめ明示できる場合は、公開予定期日を備考欄に記入しています。その日以降に改めて請求してください。
 - 3 記載された公開を実施する日時に支障がある場合は、あらかじめ担当室・課(所)等に連絡してください。